

公募型見積合わせ説明書

この公募型見積合わせ説明書は、長野県伊那文化会館（以下「会館」という。）が発注する物品購入及び製造の請負（以下「物品購入等」という。）に係る契約に関し、見積の公告によるもののほか、公募型見積合わせに参加しようとする者（代理人を含む。以下「見積参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項について説明したものです。

なお、公募型見積合わせとは、会館が調達を行う物品購入等の案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の者と契約を締結する制度です。

1 公募型見積合わせに付する事項

見積公告に示すとおりとします。

なお、受領、提出、閲覧等は、休館日※を除き午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

※ 毎日曜日と、令和2年12月27日から令和3年1月4日です。

なお、保守点検等によりそれ以外の日も休館日となる場合があります。詳しくは会館のホームページをご覧ください。

2 見積参加者に必要な資格

見積公告に示すとおりとします。

3 公募型見積合わせに係る一般的事項

(1) 見積参加者は、見積公告、本説明書及び契約書（請書）を熟覧し、承諾の上で見積りを行わなければなりません。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、見積公告に示す者に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、当該調達の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 見積参加者は見積りに要した費用は、すべて当該見積参加者が負担してください。

(4) 見積参加者は見積りに際して知り得た秘密を漏らしてはならないものとします。

(5) 都合により見積りを中止することがあります。

4 公募型見積合わせの参加方法

(1) 2の参加資格がある者であれば、参加することができます。

(2) 見積参加者は、見積書を持参又は郵送により提出してください。それ以外の方法による見積書の提出については受理しません。

なお、見積書を郵送により提出する場合は、見積案件ごとに封筒に入れ密封し、かつ、封筒表面に調達番号、調達件名、氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び見積合わせの日を明記してください。

(3) 見積参加者又はその代理人は、見積公告において求められた経済上及び技術上の要件があるときは、指定した期限までに見積参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

(4) 見積書の提出場所及び受領期限は、見積公告に示すとおりとします。

(5) 見積参加者は、会館ホームページに掲示した、各案件の見積書様式をダウンロードし、次の各号に掲げる事項を記載して、見積書を提出してください。

ア 日付

イ 見積参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び代表者印の押印

ウ 代理人が見積りをする場合は、見積参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

エ 電話番号

オ 見積額

カ 単価

キ 合計(単価契約を除く)

(6) 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印（(6)イ又はウで使用する印）をしなければなりません。

(7) 見積参加者は、その提出した見積書の引き替え、変更又は取り消しをすることができません。

(8) 見積参加者は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め金額を見積もるものとします。

また、契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって決定価格としますので、見積参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

なお、契約種別が総価契約のものにあつては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

5 代理人による見積書の提出

(1) 見積参加者の代表者は次により代理人を定め、代理人に見積書を作成させることができます。

(2) 見積書の作成に関する権限を代理人に委任しようとするときは、委任状を提出しなければなりません。

(3) (1)による委任状は、代表者又は届出済代理人を委任者としてください。

(4) 見積参加者及びその代理人は、同一案件に係る他の見積参加者の代理人となることができません。

6 見積合わせの方法

(1) 見積合わせは、見積公告に記載した見積書提出期限後速やかに行います。

(2) 見積合わせにあつては、見積参加者又はその代理人の立ち会いを求めません。

(3) 予算執行者が次のとおり見積合わせを行います。

ア 見積合わせをした場合において、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、最低の価格で見積った者（複数単価契約にあつては、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低価格の者。以下同様とする。）から2回目の見積書を徴するものとします。

イ 2回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積りがないときは、2回目の最低の価格で見積った者から、3回目の見積書を徴するものとします。

ウ 3回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積りがないときは、また同様とします。

エ 4回目の見積書の徴取を行い、予定価格の制限に達した見積りがないときは「不落」とします。

オ 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出が全くなかった場合は「不調」とします。

カ 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出者が1者のみであった場合も有効です。

7 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

- (1) 参加資格のない者が見積ったもの
- (2) 同一人が見積った2通以上の見積書全部
- (3) 見積参加者が協定して見積ったもの
- (4) 調達件名及び見積額のないもの
- (5) 見積金額を訂正し、訂正印のないもの
- (6) 記載した見積額と内訳金額が整合していない見積書（軽微な記載誤り等を除く。）
- (7) 記名、押印のないもの
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- (9) 見積公告において示した見積書の提出期限までに到達しなかったもの
- (10) その他見積に関する条件に違反したもの

8 採用する見積書

- (1) 採用する見積書は、契約の種別により次のとおりとします。

ア 総価契約及び単価契約

有効な見積書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

イ 複数単価契約

有効な見積書を提出した者であって、見積額のすべての単価が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

- (2) 採用となるべき同価の見積りをした者が二人以上あるときは、当該見積者にくじを引かせ、採用を決めるものとします。
また、くじを引かない者があるときは、当該見積書の徴取事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせるものとします。
- (3) 製造請負契約において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがあります。
- (4) (3)の規定に基づく審査のために必要と認める場合は、見積参加者又はその代理人に対し資料の提出を求めることができます。
- (5) 見積合せ後、採用することとなった見積書の提出者にはその旨の通知を行います。
- (6) 予算執行者は、採用した日の翌日から起算して5日以内に契約の取りかわしをしないときは、決定を取り消すことができます。

9 契約保証金

契約保証金とは、落札者が契約の履行にあたり、あらかじめ会館に納付する保証金をいい、契約上の義務を履行しないときに、納付した保証金は会館に帰属します。

- (1) 契約の相手方は、契約の締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

- ア 契約の相手方が保険会社との間に会館を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を提出したとき。
 - イ 契約の相手方が過去2年間に国、地方公共団体又は会館と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。
 - ウ 契約金額が100万円未満であり、契約の相手方が契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、別表に掲げるとおりとします。
- (3) (1)の契約保証金の額又は担保の価額は、契約の種別により次の金額の10分の1に相当する金額以上とします。
- ア 総価契約 決定価格
 - イ 単価契約 決定価格(単価)に予定数量を乗じて得た金額
 - ウ 複数単価契約 各決定価格(単価)に予定数量を乗じて得た金額の合計額
- (4) 契約保証金等の納付方法は次のとおりとします。
- ア 現金により納付する場合は、予算執行者の発行する納付書により、会館又は会館が指定する金融機関で納付し、領収書を提示してください。
 - イ 契約保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書等を提出してください。
なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付してください。
また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付してください。
- (5) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、会館に帰属するものとします。
- (6) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、この契約による債務の履行が完了したとき、又は、返還する事由が生じたときは、これを還付するものとします。
- (7) 契約保証金には、利子を付さないものとします。
- (8) 契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付するものとします。

10 契約の締結

- (1) 契約の締結は、公告で提示する契約書により行うものとします。
- (2) 契約の相手方は、採用した日の翌日から起算して5日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで)に契約を締結しなければなりません。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に当たって、消費税にかかる課税事業者又は免税事業者である旨の届出を提出しなければなりません。
ただし、届出が既に提出されているため必要がないと認められた場合はこの限りではありません。
- (4) 契約金額が100万円未満の場合で予算執行者が契約書の作成の必要がないと認めたときは、契約書の作成を省略することができます。
- (5) 前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請書を徴することとします。
ただし、請書の徴取の必要がないと認められる場合は、この限りではありません。

11 公募型見積合わせの参加制限

次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、以後の一定期間、その者を公募型見積合わせに参加させないことがあります。

- (1) 見積りに関し、不正又は不誠実な行為が認められたとき。
- (2) 採用決定後、正当な理由がなく契約を締結しないとき。
- (3) 契約を履行しないとき。
- (4) その他予算執行者が不適當と認めたとき。

(別表)

【契約保証金に代わる担保】

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に必ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額